



つるぎ町障害者計画・ 第3期障害福祉計画

概要版

徳島県つるぎ町

障害のある人もない人も地域の中で普通に生活し、その人らしく自立した生活ができるようなサービスが提供されるまちづくりを目指し、ユニバーサルデザイン、情報化時代への対応など、従来から継続する施策に加え、近年問題となっている障害のある人への虐待防止・権利擁護、平成23年3月に起きた東日本大震災を受けての防災体制構築などの新たな課題に対応し、障害者施策の一層の推進を図るため、両計画を一体的に見直し、「つるぎ町障害者計画・第3期障害福祉計画」を策定しました。

本計画は、「障害者計画」と「障害福祉計画」を一体的に定めたものであり、町における障害者施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として位置づけられるものです。

「障害者計画」と「障害福祉計画」とは？

障害者計画とは・・・

障害者施策を推進するための基本理念、基本方向を定めることにより、その方向性と内容を明らかにし、今後の障害者施策推進のための指針（基本計画）となるものです。

障害福祉計画とは・・・

障害者計画を上位計画とし、基本理念「障害者基本計画」を実現するための具体的な実施計画と位置づけられます。

【「障害者計画」と「障害福祉計画」の性格】

障害者計画

- 障害者基本法（第11条第3項）に基づく、障害者のための施策に関する基本的な事項を定める基本計画
- 計画期間：中長期（概ね5～10年程度）
- 多分野にわたる計画（広報啓発、相談・情報提供、保健・医療・福祉サービス、教育、雇用・就業、スポーツ・レクリエーション・文化活動、バリアフリー・福祉のまちづくり、防犯・防災対策 など）

障害福祉計画

- 障害者自立支援法（第88条）に基づく、障害福祉サービス等の確保に関する実施計画
- 計画期間：3年を1期とする
- 各年度における障害福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要量の見込み、及び確保の方策、地域生活支援事業の実施に関する事項等を定める計画

計画の期間

障害者計画の計画期間は、平成24年度（2012年度）から平成29年度（2017年度）までとしますが、障害福祉計画等関連計画の改訂に合わせて、必要に応じて見直しを行うものとします。

また、第3期障害福祉計画の計画期間は、平成24年度（2012年度）から平成26年度（2014年度）までとし、国及び県の基本指針に基づき数値目標を設定し、目標達成に向け計画的にサービス基盤の整備を図るものとします。

障害者計画

基本理念

将来にわたって住み続けたいまち・つるぎ

つるぎ町は、すべての人が生き生きと安心して暮らせるまちづくりを推進していきます。

町では、これまでも、障害のあるなしによって分け隔てられることなく、すべての人が、等しく基本的人権を享有する個人として尊重される「自立と共生のまち」を基本理念に掲げ、さまざまな障害者施策の充実に取り組んできました。本計画においてもこの基本理念を継承し、ノーマライゼーションの理念の根付いたインクルーシブな社会の構築をめざします。

基本目標

基本目標1 支え合う町民意識の醸成

障害者に対する正しい理解と認識を住民全体に広め、障害のあるなしにかかわらず互いに一人ひとりの個性と人格を尊重し認め合い偏見や差別のない、ともに生きるまちづくりを推進します。

基本目標2 地域での自立した生活を支援する体制づくり

サービス選択の前提となる相談・情報提供をはじめ、サービス供給の担い手の拡大や内容の充実を図るなど、利用者が求めるサービスを選択できるよう、福祉サービスを更に充実していくとともに、保健・福祉・医療等の連携による、継続的なサービスを提供していきます。

基本目標3 社会活動への支援

関連機関とのネットワークの充実を図り、総合的な就労支援体制を構築していきます。
また、スポーツ、レクリエーション、文化活動等の自己表現活動や社会参加活動などの生活の質の向上と生きがいづくりの活動にいつでも誰でも参加できるよう、環境整備を行います。

基本目標4 教育環境の充実

一人ひとりに適した教育の場と学習の機会が平等に提供されるよう、生涯にわたる学習機会を充実していきます。

基本目標5 誰もが暮らしやすいまちづくり

誰もが地域で自立した生活を送り、積極的に社会参加していくよう、利用する人の声を聞いたまちづくりを進めます。また、災害時における障害のある人の安全確保を図ります。

施策の展開

基本目標1 支え合う町民意識の醸成

啓発活動の推進 広報・啓発活動の推進 / 障害者団体、家族会等への支援 / 虐待の防止及び早期発見の推進 / 広聴活動の充実 / 権利擁護の推進 / 成年後見制度利用支援事業の充実 / 苦情解決体制の充実

相互理解と交流の促進 障害者交流事業等（参加型啓発事業）の充実 / 交流及び共同学習の推進 / 地域施設交流事業の促進 / 職員に対する研修の実施

相互援助活動の促進 地域福祉エリアミーティング開催の支援 / 地域福祉サポートシステムの構築 / コミュニティソーシャルワーカーの育成 / ボランティア活動普及推進事業の充実 / ボランティアセンターの充実

障害のあるなしにかかわらず、互いに一人ひとりの人権を尊重し認め合い、
偏見や差別のない、ともに生きていけるまちづくりの実現

基本目標2 地域での自立した生活を支援する体制づくり

情報提供・相談体制の充実 広報活動の充実 / 視覚障害者への行政情報サービスの充実 / 電子媒体の活用 / 精神保健相談の充実 / こどもの心の相談の充実 / 福祉分野の一次相談窓口の設置 / 相談支援事業の充実 / 相談機能の充実

保健・医療サービスの充実 健康づくりの推進 / 妊娠の届け出及び母子健康手帳の交付 / 生活習慣病予防知識の普及・啓発 / 乳幼児相談の充実 / 成人健康相談の充実 / 妊婦健康診査の充実 / 乳幼児健康診査の充実 / 予防接種の推進 / 自立支援医療制度の推進（更生・育成） / ひとり親家庭等医療費支給制度の推進 / 小児慢性特定疾患医療給付の推進 / 重度心身障害者（児）医療費支給制度の推進 / 障害者診療体制の整備促進

障害福祉サービスの充実 障害者手帳取得の促進 / 各種手当等の充実 / ホームヘルプサービスの充実 / 行動援護、同行援護の充実 / 生活サポート事業の充実 / 短期入所等の充実 / 訪問看護の充実 / 訪問リハビリテーションの充実 / 日常生活用具費支給事業の充実 / 補装具費の支給 / 福祉機器の展示・相談の充実 / 重度重複障害者対策の検討 / 通所サービス等の充実 / 民間福祉施設の整備 / グループホーム・ケアホーム等の充実 / 障害者支援施設の整備

成長に応じた適切な福祉サービスが提供できるまちづくりの実現

基本目標3 社会活動への支援

雇用・就労機会の拡大 公共職業安定所等との連携の推進 / 多様な就労の場の確保 / 職員への障害のある人の雇用推進 / 就労支援のための相談支援体制の充実 / 障害者就業・生活支援センターの活用 / 職場定着の促進 / 地域活動支援センターの活用

文化・スポーツの振興 障害者スポーツ大会の開催 / 県障害者スポーツ大会への参加 / 文化活動の成果発表の場の拡大 / スポーツ交流の促進

外出や移動の支援 移動支援事業の充実 / 生活サポート事業の充実 / 行動援護、同行援護の充実 / 福祉タクシー等移動手段の充実 / 自動車免許取得費、改造費の助成

障害のある人が就労、余暇活動を通じて
社会活動へ積極的に参加できるまちづくりの実現

基本目標4 教育環境の充実

早期療育の充実 保育所、幼稚園等への訪問支援の充実 / 統合保育の充実 / 保育士研修の充実 / 相談・支援体制の充実 / 親子教室の充実 / 就学相談の充実

学校教育の充実 特別支援学級の指導の充実 / 設備の充実と教育機器の導入 / 教育相談体制の充実 / 在学中の就学相談の充実 / 特別支援教育研修の充実 / 通級による指導の充実 / LD・ADHD・高機能自閉症等の教育の充実 / 障害児の放課後対策の充実

社会教育の充実 障害者教育講座の充実 / 社会教育に関する講座・学級の充実

生涯にわたり、一人ひとりに適した教育の場と学習の機会が
提供できるまちづくりの実現

基本目標5 誰もが暮らしやすいまちづくり

生活環境の整備 公共建築物等の整備 / 公園施設の整備 / 歩道等の整備 / ユニバーサルデザインの推進 / 路上放置物等の撤去指導強化 / 公営住宅の整備 / 住宅改造費助成の充実

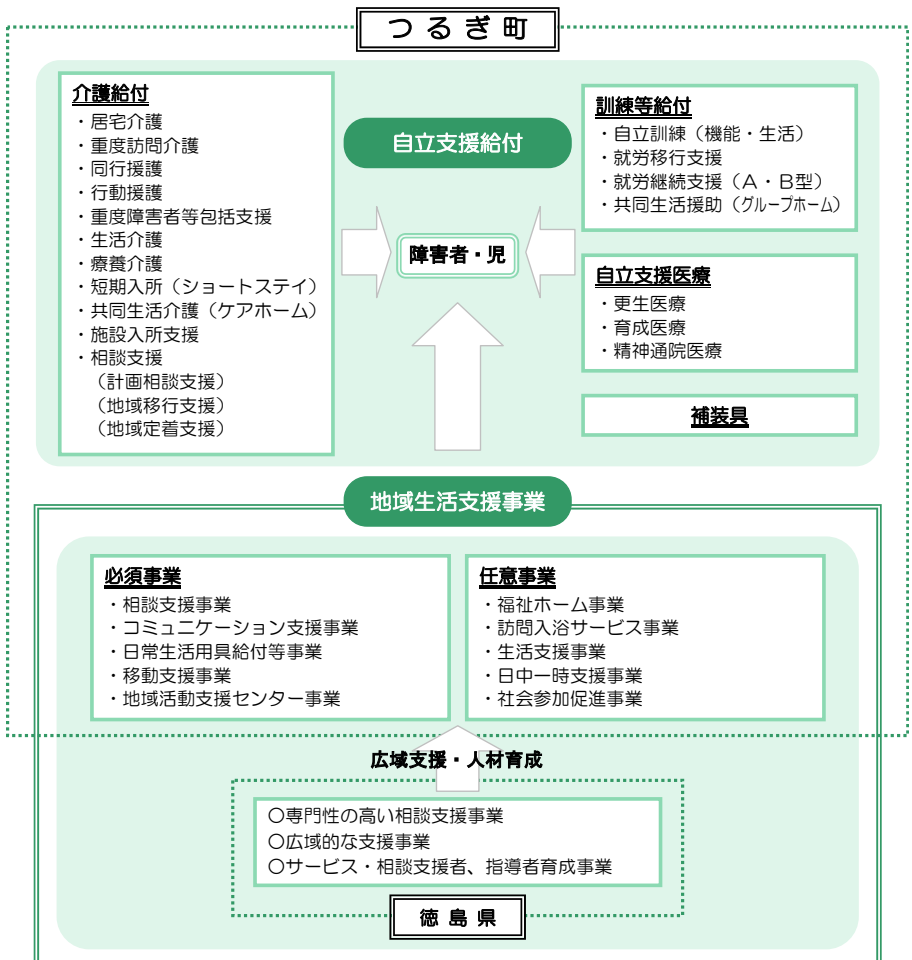
防犯・防災対策の確立 防災意識の啓発 / 防災計画の推進 / 自主防災組織の育成指導 / 緊急通報システムの推進 / 施設における防災体制づくりの推進 / 交通安全の呼びかけ / 地域における防犯推進体制の整備 / 犯罪情報・防犯情報の収集と提供 / 消費生活トラブルに関する相談の充実 / 災害時要援護者支援制度の推進 / 防災情報メール配信サービスの充実

障害のある方たちが自立した生活のできるまちづくりの実現

障害福祉計画

計画の対象となるサービス

国や都道府県の義務的経費が伴う個別給付としての「自立支援給付」と、地域での生活を支えるために、国や都道府県の財政援助のもと地域の実情に応じて実施される「地域生活支援事業」があります。



数値目標（平成26年度の将来像）

本計画では、障害者自立支援法の目的及び国の「基本指針」を踏まえ、以下の2つの数値目標を設定します。設定にあたっては、国の「基本指針」により、第1期障害福祉計画策定時の平成17年度末の数値を基準としています。

1 施設入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している障害のある方のうち、自立訓練事業等を利用してグループホームやケアホーム・一般住宅等に移行する等、地域生活に移行する障害のある方の数値目標を設定します。

平成26年度末までに地域生活に移行する方の目標数

8人

2 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設に入所している障害のある方のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成26年度中に一般就労へ移行する障害のある方の数値目標を設定します。

平成26年度において福祉施設を退所し、一般就労する方の目標数

1人

障害福祉サービスの見込量

(1) 訪問系サービス

サービス名	平成24年度	平成25年度	平成26年度	内容
居宅介護（ホームヘルプ）	5,049 時間 33 人	5,814 時間 38 人	6,120 時間 40 人	自宅での入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護				重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅での入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。
同行援護				視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行います。
行動援護				知的障害や精神障害により自己判断能力に制限を受けている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援				介護の必要性が非常に高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

(2) 日中活動系サービス

サービス名	平成24年度	平成25年度	平成26年度	内容
生活介護	10,854 人日 54 人	10,854 人日 54 人	10,854 人日 54 人	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練） ※対象/身体障害者	483 人日 21 人	483 人日 21 人	483 人日 21 人	身体的リハビリや歩行訓練、コミュニケーション、家事等の訓練、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の各関係機関との連携調整等の支援を行います。
自立訓練（生活訓練） ※対象/知的・精神障害者	0 人日 0 人	0 人日 0 人	0 人日 0 人	食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の各関係機関との連携調整等の支援を行います。
就労移行支援	2,112 人日 8 人	2,640 人日 10 人	3,168 人日 12 人	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援	(A型) 0 人日 0 人	0 人日 0 人	0 人日 0 人	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約に基づいて労働の機会を提供するA型、雇用契約を結ばないB型があります。
	(B型) 1,179 人日 9 人	1,310 人日 10 人	1,441 人日 11 人	
療養介護	10 人	11 人	12 人	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所 (ショートステイ)	738 人日 9 人	902 人日 11 人	1,066 人日 13 人	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間(夜間を含む)、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

(3) 居住系サービス

サービス名	平成24年度	平成25年度	平成26年度	内容
共同生活介護 (ケアホーム)	17 人	19 人	21 人	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
共同生活援助 (グループホーム)				夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	52 人	53 人	53 人	施設に入所する人に、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

(4) 相談支援

サービス名	平成24年度	平成25年度	平成26年度	内容
計画相談支援	78 人	180 人	328 人	障害者の利用するサービスの内容等を定めたサービス利用計画の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行います。
地域移行支援	4 人	5 人	6 人	住居の確保や地域生活への移行に関する相談や援助を行います。
地域定着支援	1 人	5 人	6 人	常時の連絡体制を確保して、相談や緊急時の対応などを行います。

地域生活支援事業

【必須事業】

サービス名	内容
相談支援事業	障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等、障害者等の権利擁護のために必要な援助を行い、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援します。
コミュニケーション支援事業 (手話通訳・要約筆記派遣事業)	意思疎通を図ることに支障のある障害者等に、手話通訳者・要約筆記奉仕員の派遣により、障害者等との意思疎通を仲介し、意思疎通の円滑化を図ります。
日常生活用具給付等事業	重度障害者に対し、日常生活用具を給付又は貸与することで、日常生活の便宜を図ります。
移動支援事業（個別支援型）	円滑に外出できるよう、移動を支援します。
地域活動支援センター事業	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行うものです。

【その他の事業】

サービス名	内容
福祉ホーム事業	現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与します。
訪問入浴サービス事業	身体障害者の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。
生活訓練等事業	障害者に対する訓練や日常生活又は社会生活を営むために必要な厚生労働省令で定める訓練その他の援助を提供します。
ボランティア活動支援事業	住みなれた地域の中で、周りの人々との支え合い・助け合いの中にある身近な活動を支援します。
福祉機器リサイクル事業	使わなくなった福祉機器を無料で提供していただき、必要とする方に無料で転売します。
日中一時支援事業	障害のある人等の日中における活動の場を確保し、障害のある人等の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を目的に実施します。
社会参加促進事業	スポーツ・芸術文化活動など、様々な活動を行うことにより、障害のある人の社会参加を促進します。

計画の推進

1 障害のある人のニーズの把握と反映

施策の内容や提供方法などについて、障害のある人との意見交換の場を設け、当事者やその家族、関係団体の意見やニーズの把握に努めます。

2 地域社会の理解促進

社会福祉協議会とも連携し、住民に対する広報・啓発を積極的かつ継続的に行うとともに、各種の交流事業の充実や地域住民の参加を得た福祉活動を促進します。

3 庁内体制の整備

関係各課及び各課の実務担当者との連携を密にし、本計画の進捗状況や関連情報の把握と評価を行いつつ、計画の推進を図ります。

4 地域ネットワークの強化

住民や関連機関との連携をより一層強め、計画の実現に向けて取り組んでいきます。

5 国・県との連携

国や県の新しい動向を注視し、密接な連携を図りながら施策の推進に努めます。

平成24年 3月 つるぎ町 福祉課
〒779-4195 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字東浦1-3
TEL (0883) 62-3111 FAX (0883) 62-4944